
令和6年度4人制(ミックス)日本代表選考規定

(目的)

第1条 一般社団法人日本車いすカーリング協会(以下、「JWCA」という)の日本代表選考基準を明らかにすること目的とする。

(選考対象者)

第2条 日本代表選手は、以下の者から本規定第3条以下の定めに従い選考する。

- ① JWCA 正会員であること
- ② 令和6年度4人制(ミックス)強化指定選考規程に基づき、強化指定を受けていること

(選考方法)

第3条 日本代表選手は次の通り選考をする

1) 「第20回ナブテスコ日本車いすカーリング選手権大会」の成績に基づき強化A指定を受けた選手により構成されるチームとする。

ただし、チームメンバーに変更があった場合には、本規程第5条①の定めによるものとする。

2) 選考大会が開催されない場合には、日本代表選手は理事会で決定する。

(派遣大会)

第4条 日本代表は次の大会に派遣する

- 1) 世界車いすBカーリング選手権大会
- 2) 世界車いすカーリング選手権大会

(選手の変更)

第5条 日本代表の選手変更について次のように定める。

令和6年度の強化指定選考大会出場チームの選手のうち

1) 3名以上が引き続き選手登録をし、かつ、新たに選手登録をするメンバーのうち1名以上が令和6年度強化指定選考規定に基づき強化指定を受けられた場合: 令和6年度の選考大会の優勝チームを日本代表とする。

ただし、変更後のチームメンバーのうち、令和6年度強化指定選考規定に基づき、強化指定を受けていないメンバーがいる場合には、当該メンバーは日本代表選手の指定を受けられ

ず、かつ、派遣大会に出場することはできない。

2)強化指定選手が3名の場合:令和6年度の選考大会の準優勝チーム(準優勝チームが辞退する場合には3位チーム。以下、「次点チーム」という。)との代表決定戦を行い、勝利チームを日本代表とする。

3)引き続き選手登録をする人数が2名以下である場合:次点チームを日本代表とする

(補欠)

第6条 4人制(ミックス)の日本代表チームにおいて、補欠(フィフス)については次のように定める。

①日本代表チームに補欠(フィフス)がいる場合には、当該選手を補欠(フィフス)とすることができる

②日本代表チームに補欠(フィフス)がいない場合、または、本規程第5条①1)に基づき、日本代表チーム内に強化指定を受けられないメンバーがいる場合、日本代表チームが補欠(フィフス)を選考し、競技力強化推進部門(以下、「強化推進部」という)の承認を得る

③日本代表チームが補欠(フィフス)を選考することができない場合には、強化推進部が強化B指定選手から選手を選ぶ

(日本代表帯同コーチ)

第7条 日本代表帯同コーチは次の通りとする。

- 日本代表チームより推薦のあった者
- 強化推進部より推薦のあった者

その他チームスタッフの帯同が必要な場合、チームは強化推進部に対し、強化推進部の求めに応じて資料を提出し、強化推進部からの承認を求めなくてはならない。

(日本代表の決定)

第8条 日本代表選手、帯同コーチ(帯同スタッフ)については、強化推進部が推薦し、対象大会開催の前月までに理事会の承認によって決定する。

(不服申立)

第9条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に

従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規定外事項)

第 10 条 本規定に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 25 日から施行する。